平成２８年（フ）第１８０２号
福岡県大野城市乙金東１丁目13番25号
債務者　古賀　智子（旧姓貞方）
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４６６号
熊本市東区御領３丁目４番24―202号　クロノス21御領Ａ
債務者　上村　真紀
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３３８号
岩手県八幡平市平舘第26地割125番地８
債務者　髙橋百合子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１号
盛岡市三本柳５地割35番地24
債務者　北田　　正
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２号
岩手県岩手郡岩手町大字一方井第７地割155番地、旧住所岩手県久慈市栄町第31地割182番地２　椿荘４号
債務者　今松ラフアエラこと　ＩＭＡＭＡＴＳＵ　ＲＡＦＡＥＬＡ　ＧＵＣＩＬＡＴＡＲ（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７２７号
仙台市青葉区旭ケ丘４丁目16番５号　恵和荘202
債務者　木村　博樹
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７７８号
仙台市青葉区高松１丁目３番５号　新栄アパート３
債務者　越後谷秀之
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７７９号
仙台市青葉区高松１丁目３番５号　新栄アパート３
債務者　越後谷治子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３２３号
茨城県那珂市平野1800番地247
債務者　富田　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３２７号
茨城県水戸市見川町2563番地の77　ル・レーブ見川Ⅲ201号
債務者　榎本　聡子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３３０号
福島県双葉郡楢葉町大字上繁岡字下奥海46番地10、前住所茨城県東茨城郡城里町大字那珂西2531番地　那珂西団地Ａ－２－２
債務者　大関　展歳
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３３３号
茨城県ひたちなか市大字稲田1048番地207　ラウレアＫ103号
債務者　河村有理江
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３３８号
茨城県水戸市笠原町1382番地の２　県営六番池アパート１―202
債務者　山内　敦子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１５８号
茨城県取手市稲358番地４
債務者　飯島　忠幸
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
茨城県取手市白山２丁目19番13―Ｂ106号
債務者　根本　笑佳
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
茨城県稲敷市月出里146番地37
債務者　小嶋　則子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
茨城県取手市東２丁目１番21―103号
債務者　境　　利枝
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係